



発行 東京都

目次

- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（七件）……………（環境局環境改善課）…五
- 都道の区域変更（五件）……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一九
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…二〇
- 特定非営利活動法人の仮認定……………（同）…二〇
- 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推

告示

- 進のための導入推進機器指定要綱の一部改正……………（環境局都市地球環境部計画調整課）…二〇
 - 争議行為の予告（二件）……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…三
 - 消防法に基づく命令……………（東京消防庁）…三五
- 正 誤
- 平成二十四年九月十三日付東京都告示第千三百六十七号……………五
 - 平成二十四年十二月二十一日付東京都規則第百七十八号……………二六

告示

● 東京都告示第三百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十五年三月十三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 公聴会を行う日時 平成二十五年三月二十一日（木曜日）午後二時から
- 二 公聴会を行う場所 東京都庁第一本庁舎三十三階S五特別会議室
新宿区西新宿二丁目八番一号
- 三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査係（東京都庁第二本庁舎三階）

新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三三四

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 港区六本木三丁目一番二十八号
所氏名 六本木三丁目東地区市街地再開発組合
建築敷地 港区六本木三丁目十二番四十一ほか
地域地区 第二種住居地域、商業地域及び防火地域等

申請の概要

工事種別 増築
及び用途 共同住宅、自動車庫、事務所、集会場、飲食店、物販店舗及び変電所

敷地面積 約一七、三七二平方メートル
建築面積 約九、九六一平方メートル
延べ面積 約二〇二、五〇四平方メートル
構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造
高さ 二四二・〇〇メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

● 東京都告示第三百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十三日

東京都多摩建築指導事務所長 山崎 弘 人

●東京都告示第三百二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十三日

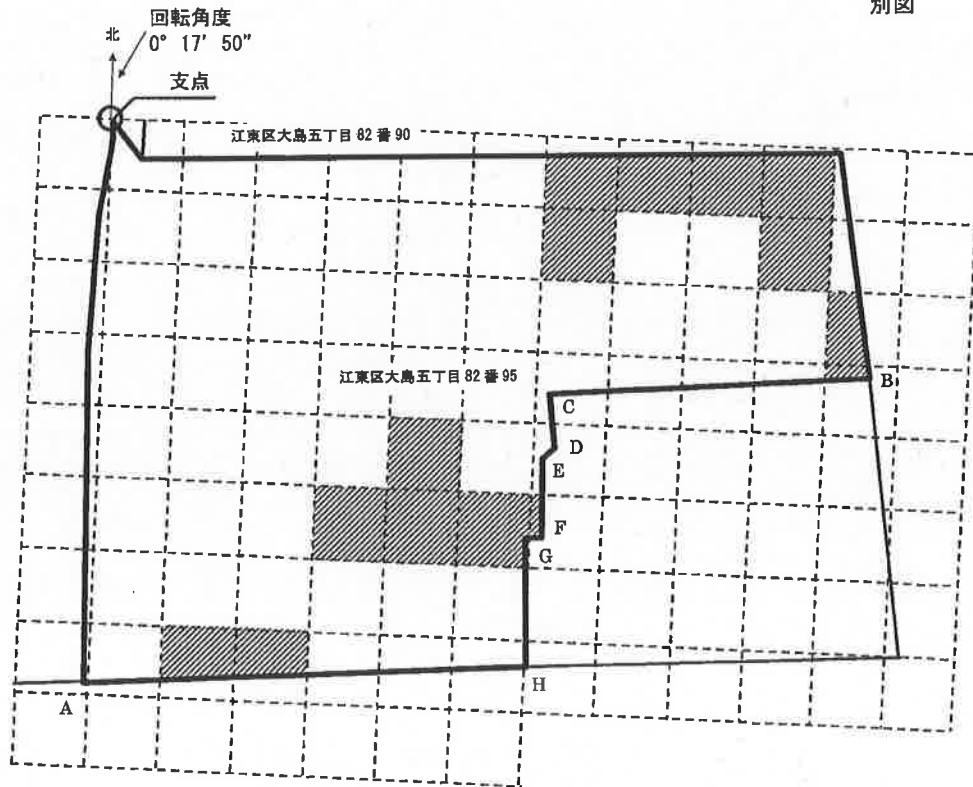
東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- : 調査対象地
- - - : 単位区画
- : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (0度17分50秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、江東区大島五丁目82番95のうち
 の点 (X:-34,739,000、Y:369,125) とする。

【境界点座標】

A	(X:-34,817,046、Y:368,105)
B	(X:-34,770,940、Y:476,012)
C	(X:-34,774,791、Y:430,808)
D	(X:-34,782,242、Y:431,549)
E	(X:-34,783,755、Y:429,888)
F	(X:-34,794,786、Y:430,456)
G	(X:-34,794,874、Y:428,160)
H	(X:-34,812,873、Y:428,867)

※支点及び境界点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………一
- 都市整備局都市基盤部街路計画課……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一
- （都市整備局市街地整備部民間開発課……………一
- ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく対策計画の策定……………二
- （環境局環境改善部化学物質対策課……………二
- 公害防止事業費事業者負担法の規定に基づく費用負担計画の策定……………二
- （同……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- （同……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………四
- （同……………四
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………六
- （福祉保健局総務部総務課……………六
- 家畜人工授精師の登録……………三〇
- （産業労働局農林水産部農業振興課……………三〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………三〇
- （建設局道路管理部監察指導課……………三〇
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三三
- （同……………三三

- 警備員等の検定の実施（二件）……………三三
- 警備員指導教育責任者講習の実施（四件）……………三三
- 機械警備業務管理者講習の実施……………三三
- 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例第二条の十第三項に基づく公表……………三六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四〇
- （生活文化局都民生活部地域活動推進課……………四〇
- 開発行為に関する工事完了……………四二
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課……………四二
- 里山保全地域の指定案及び保全計画案……………四四
- （環境局自然環境部緑環境課……………四四
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………四六
- （産業労働局商工部地域産業振興課……………四六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………四九
- （同……………四九
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………五五
- （下水道局……………五五

告示

●東京都告示第千三百九十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
 平成二十六年十月十日

- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二〇九号調布駅南口線及び三・四・三十三号調布駅深大寺線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月十日から平成三十

三年三月三十一日まで
 取用の部分
 調布市布田二丁目、布田四丁目、小島町二丁目及び小島町二丁目各地内
 使用の部分
 調布市布田四丁目及び小島町二丁目各地内

●東京都告示第千三百九十四号
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十条九条第一項の規定に基づき調布市国領北浦土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十六年十月十日

- 一 組合の名称 調布市国領北浦土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年四月三十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区 調布市国領町四丁目の一部
- 四 事務所の所在地 調布市国領町四丁目六番地六
- 五 設立認可の年月日 平成二十五年四月三十日
- 六 変更認可の年月日 平成二十六年十月十日

●東京都告示第千三百九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第
三百二十九号により指定した区域の一部の指定を解
除するので、同条第三項において準用する同法第六
条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛添 要 一

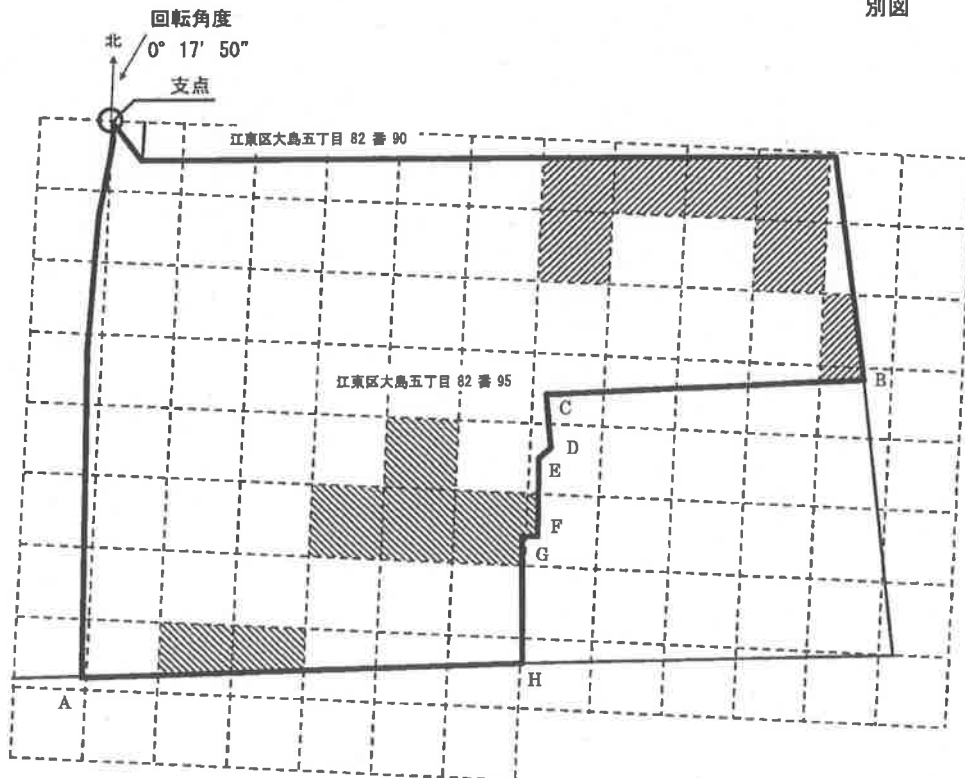
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区大島五丁目
目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム
化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- : 指定を解除する区域
- : 形質変更時要届出区域
- : 調査対象地
- : 単位区画
- : 筆境界

【格子の回転角度 (0度 17分 50秒)】
 格子の回転角度は、支店を通り、東西南
 方向及び南北方向に引いた線並びにこれら
 と平行して10m間隔で引いた線により構
 成されている格子を、支店を中心として
 右回りに回転させた角度を示す。

【支店】
 支店は、江東区大島五丁目 82 番 95 のうち
 の点 (X:-34, 739, 000、Y:369, 125) とする。

【境界点座標】

- A (X:-34, 817, 046、Y:368, 105)
- B (X:-34, 770, 940、Y:475, 012)
- C (X:-34, 774, 791、Y:430, 808)
- D (X:-34, 782, 242、Y:431, 549)
- E (X:-34, 783, 755、Y:429, 888)
- F (X:-34, 794, 786、Y:430, 456)
- G (X:-34, 794, 874、Y:428, 160)
- H (X:-34, 812, 873、Y:428, 867)

※支店及び境界点座標は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)
 の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

東京都公報

発行 東京都

目次

- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(同)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………(同)……………一
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………(同)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………六
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………七
- 港湾施設の開場時間の臨時変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………七
- 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………七
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………七

告示

(東京都収用委員会)……………八

●東京都告示第九百七十一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき二子玉川東第二地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十八年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百七十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき神田練堀町地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

神田練堀町地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

三 施行地区

千代田区神田練堀町及び神田松永町各区内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

千代田区神田練堀町四番地二
平成二十七年六月二十三日

五 変更の内容

事務所の所在地を千代田区神田松永町五番地に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十八年十二月十二日

●東京都告示第九百七十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき糝谷駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

糝谷駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年七月十一日から平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区

大田区西糝谷四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

大田区南蒲田三丁目十二番十号
平成二十四年七月十一日

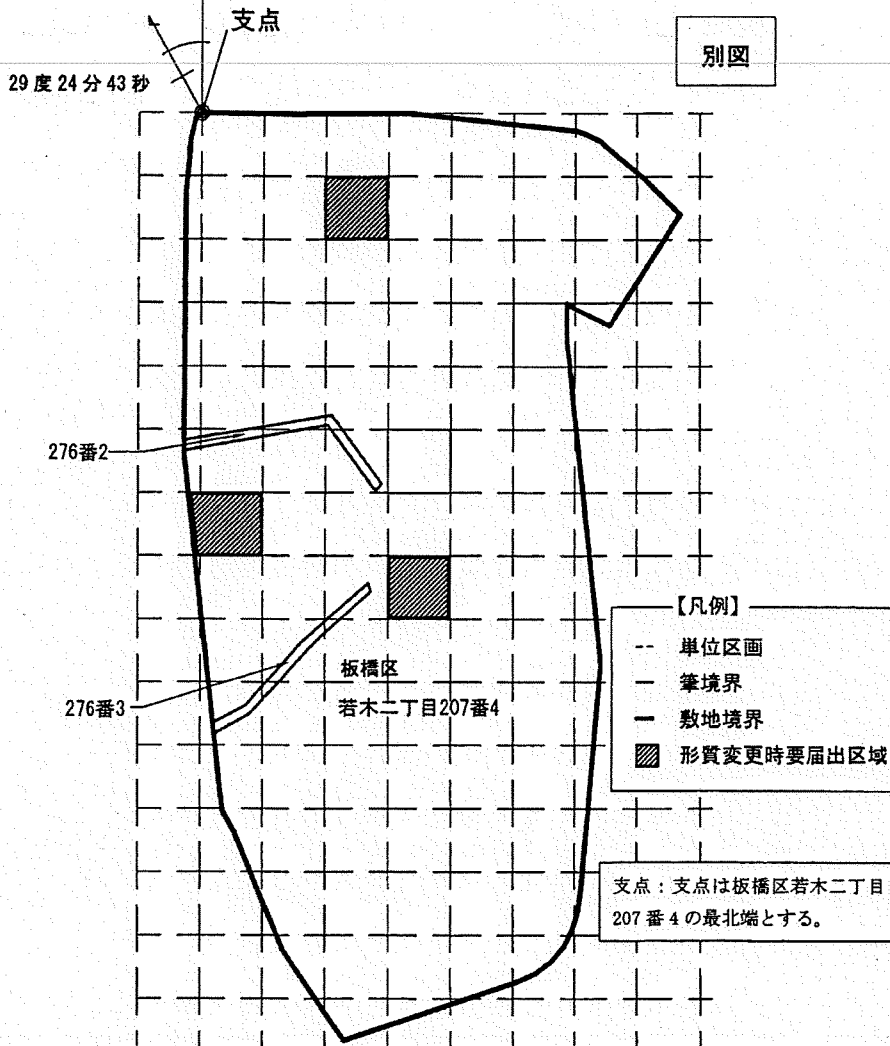
五 変更の内容

事業施行期間を平成三十年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十二月十二日

別図



支点：支点は板橋区若木二丁目207番4の最北端とする。

格子の回転角度(29度24分43秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千九百七十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第三百二十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十二日

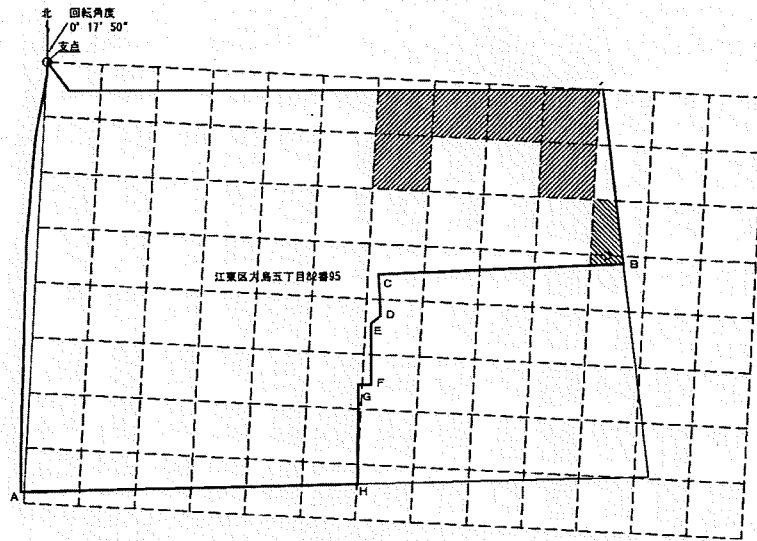
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区大島五丁目内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 調査対象地
- 単位区画
- 筆境界

【格子の回転角度 (0° 17' 50")】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点の位置は、江東区大島五丁目82番95のうち点 (X=-34, 739, 000, Y=369, 125) とする。

【境界点座標】

- A (X=-34, 817, 046, Y=368, 105)
- B (X=-34, 770, 940, Y=475, 012)
- C (X=-34, 774, 791, Y=430, 808)
- D (X=-34, 782, 242, Y=431, 549)
- E (X=-34, 783, 755, Y=429, 888)
- F (X=-34, 794, 786, Y=430, 456)
- G (X=-34, 794, 874, Y=428, 160)
- H (X=-34, 812, 873, Y=428, 867)

※支点及び境界点座標は、測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第九百七十九号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (日野市旭が丘三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物